

「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)発表時の県が実施する防災対応等について

1. 今後の防災対応について

「南海トラフ地震に関連する情報」は、新たな防災対応が定められるまでの間の暫定的な対応である。よって、現行の大規模地震対策特別措置法に基づく「東海地震に関連する情報」(東海地震調査情報(臨時)、東海地震注意情報)に対応した静岡県地域防災計画で定めている防災対応に準じた形で運用する。また、この対応については国の運用等に応じて適宜見直しを行う。

2. 参集体制

南海トラフ沿いでM7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などに発表される情報をもとに以下の対応をとる。ただし、県内で強い地震動を観測するなど、既に災害対策本部が設置されている場合等は、当該対応によるものとする。

(1)南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の臨時情報 発表時

対 応	事前配備体制(情報収集体制)をとる ※現行の「東海地震に関連する調査情報(臨時)」が発表された場合の参集要員
-----	---

(2)南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まったと評価された旨の臨時情報 発表時

対 応	各部署危機担当監で構成する危機管理連絡調整会議を開催し、必要な対応について検討を行う ※気象庁による発生した現象及びその評価結果の発表を踏まえ、状況に応じて全職員動員体制をとるものとする
-----	--

3. 2により参集した職員が実施すべき事項

(1)南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の臨時情報 発表時

○情報収集を行い、今後危機管理連絡調整会議を開催する可能性がある旨を各部署危機担当監へ連絡する

(2)南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べ相対的に高まった旨の臨時情報発表時

① 県民への広報(呼びかけ)

⇒家具の固定、避難場所等の確認や工事現場の保全等の呼びかけと県の対応についての広報を実施する。

② 所管する防災上重要な施設等の点検

⇒【港湾施設等】防潮施設等について、点検及び応急措置を講じる

【砂防、地すべり等】土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための県・市町・住民間の連絡体制の確認 等

③ 大規模地震発生後の災害応急対策の確認

⇒物資等の緊急輸送体制の確認

④ 動員体制の確保

⇒各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、状況により他の職員を動員できるよう体制を整える

⑤ 市町等への連絡

⇒市町等に危機管理連絡調整会議の結果等について連絡する

※状況に応じて、静岡県地域防災計画に位置づけた東海地震注意情報発表時に準じた対応をとる